

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 再提案	( · · 第	回総会；	市)
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設	
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁			
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	危機管理部・企画振興部・環境部		
	<input type="checkbox"/> その他	名 称			
件名	1 長野県市町村災害時相互応援協定の運用改善等について				
提案市	飯田市				
提案要旨	昨年、県内では2月の豪雪、7月の南木曽町における土石流災害、9月の御嶽山噴火そして11月の神城断層地震と自然災害続きの1年であった。それぞれの事案において適時適切な活動がとられていたものと認識しているが、標記の協定運用について、協定発動時（災害時）における県の各機関の役割分担、代表市町村との連絡調整のルール等について、協定に書かれている内容と実働が異なっているように見受けられることから、下記のいずれかの対応を取るよう改善を求める。 1 協定の内容に沿った運用となるよう、県庁内及び市町村間において再確認する。 2 実働に合わせて協定の内容を見直す。（代表市町村主体ではなく県の主管部局や現地機関による調整を中心とする支援態勢に移行）				
提案理由	長野県市町村災害時相互応援協定によれば市町村での単独対応が困難な災害発生時においては他の市町村の支援を求めることが出来るとされており、支援活動の運用については各地域ブロック毎の代表市町村がブロック内構成団体及び他ブロックの代表市町村、長野県等の関係機関と調整をとりながら対処することとなっている。 特に、東日本大震災の発生を受け平成23年度において「県と市町村との協議の場」での論議を踏まえ県と代表市町村等の協議により支援順位等その運用内容をより具体的なものとしている。 しかし、今般の災害時においては支援に際しての調整（要請）は県の現地機関（地方事務所）や主管部局により行われており代表市町村においての調整はほとんど機能しなかったものと承知しているため協定の実効性確保の観点から今回の提案を行うものである。				

現況及び課題等	<p>1 代表市町が被災しておらず連絡調整が可能だったケースにおいても、県の主管部局や現地機関が周辺市町村への支援要請を行ったことから協定の発動及び運用はほとんど行われていなかつたと認識。</p> <p>2 発災時においては、各市町村の防災担当部局が当該自治体の保有する資源（人的及び物的）を的確に把握する中で支援可能となる業務を全庁的な立場で判断し調整実施すべきであり、協定もそれらを前提としているものと考えるが、こうした平時（組織的な垂直連携）と有事（水平連携）の違いについて関係者がどの程度認識しているか不明。</p> <p>3 市長会及び町村会事務局においてこれらの調整（県と市町村間）がとられるべきとの意見があることも承知しているが、中長期に及ぶ場合はともかく、発災直後の支援初動期においてのこうした運用は現在の事務局体制（通信設備等においても）では極めて困難な実情にあると認識。</p> <p>本来であれば協定に基づく代表市町村会議の場で取り扱うべき案件と考えるが、本年度は当面のところ同会議の開催予定が無いことであつたため、出水期を迎える木曽ブロック以外の代表市町村は各市が担っている実態を踏まえ本会議に提案するものである。</p>
関係法令	災害対策基本法ほか